

2 果樹等の評価

果樹等の価額については、国税局長の定める標準価額を基として評価することとしていたが、原則として、植樹の時から成熟の時までの苗木代、肥料代、薬剤費等の現価の合計額から償却費の額を控除した金額の 100 分の 70 に相当する金額により評価することとした。
(評基通 98、99＝改正、100～109＝削除)

1 従来 of 取扱い

果樹その他これに類するもの（以下「果樹等」という。）の価額については、樹種ごとに、幼齡樹、成熟樹（青年期）、成熟樹（壮年期）及び老齡樹に区分し、これらの区分に応じて国税局長の定める標準価額を基として評価することとしていた。

2 改正の概要

果樹等については、その個別性を評価額により反映させるため、国税局長の定める標準価額を基として評価する方式（以下「標準価額比準方式」という。）を廃止し、納税者等が個々に評価する方式に改正することとした。

具体的には、果樹等の価値は育成のために投下した資本の多寡に影響されと考えられること、また、納税者等において、その投下した資本の金額の把握が比較的容易であると考えられることから、費用現価方式により評価することとした。

(1) 評価単位

果樹等は、成熟の時期が樹種ごとに異なること、また、同樹種でも、同樹齢のものが一団となっているとは限らないと考えられることから、樹種ごとに幼齡樹（成熟樹に達しない樹齢のもの）及び成熟樹（その収穫物による収支が均衡する程度の樹齢^(注1)に達したものに）に区分^(注2)し、樹齢ごとに評価することとした。

(注1) 幼齡樹と成熟樹を区分する樹齢について判定が困難である場合には、所得税基本通達 49-28((成熟の年齢又は樹齢の判定が困難な場合))に定める樹齢を基として差し支えない。

(注2) 育成中の果樹等についてはその価値が逡増し、育成が完了するとそれ以降については伐樹までその価値は逡減していくと考えられることから、育成のための資本を投下中のもの（幼齡樹）と、育成のための資本投下が完了したもの（成熟樹）の2区分とすることとした。

(2) 評価方法

イ 幼齡樹

植樹の時から課税時期までの期間に要した苗木代、肥料代、薬剤費等の資本的支出の現価の合計額^(注)の 100 分の 70 に相当する金額により評価することとした。

(注) 収支内訳書（農業所得用）又は青色申告決算書（農業所得用）（以下「収支内訳書等」という。）における「育成費用の計算」の「④翌年への繰越額」欄の金額を基として差し支えない。

ロ 成熟樹

植樹の時から成熟の時までの期間に要した苗木代、肥料代、薬剤費等の資本的支出の現価の合計額から、成熟の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額を控除した金額^(注)の 100 分の 70 に相当する金額により評価することとした。

(注) 収支内訳書等の「減価償却費の計算」の「③未償却残高」欄の金額を基として差し支えない。